



# 家畜防疫日本一の まちづくりを 目指して

口蹄疫の終息から3年が経過し、家畜伝染病に対する防疫意識を風化させないことが、重要となってきました。

この機会にもう一度、家畜防疫の重要性を確認するとともに、今行っている対策が十分かどうかを検証して、市民一丸となった「家畜防疫日本一のまちづくり」を目指しましょう。

◎問い合わせ 畜産課  
☎23-2769

国内有数の畜産基地である本市をはじめとする宮崎県を襲った口蹄疫は、本市の基幹産業である畜産業のみならず、地域経済や市民生活に多大な影響を及ぼしました。家畜伝染病の発生状況を見ると、口蹄疫は中国や台湾、韓国、ロシア、モンゴルなどにおいて、鳥インフルエンザは、中国や東南アジア諸国において継続的に発生している、日本国内でいつ発生してもおかしくない状況が続いています。

「家畜防疫日本一のまちづくり」を目指すには、畜産関係者の日頃の防疫活動はもちろん、地域が一体となった防疫体制への取り組みや協力が必要です。

毎月10日・20日・30日は

「都城地域一斉消毒の日」

畜産農家の皆さんは、「自分の家畜は自分で守る」という意識のもとに、毎日の畜舎や敷地内の消毒と合わせて、毎月10日・20日・30日には、日頃の防疫の実施状況をチェックし、消毒の徹底に努めましょう。

また、市民の皆さんは、不用意に農場に近づいたり、立ち入りしたりしないようにしましょう。

もしもの発生に備えて

市では、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が発生した場合に備えて、迅速な防疫措置がとれるよう対策を整えています。高城総合支所管内に防疫資材の



備蓄を行うとともに、平成24年度は、国道269号の宮崎市境と鹿児島県曾於市境の2カ所に有事のときにのみ使用する常設型の車両消毒ポイントを設置し、万が一発生した場合に備えています。



車両消毒ポイント

家畜防疫施設の補助金を交付

市では、家畜伝染病の侵入やまん延を防止するための防疫施設、機械などを導入する場合、経費の一部を助成しています。

●対象 動力噴霧器、消毒槽、消毒マット、消毒タンク、車両消毒装置、防鳥ネット、防護柵ほか

●補助率 設置に要した経費の2分の1以内（上限20万円）

## 継続的に取り組んでいます！

本市では、宮崎県をはじめ関係機関と協力して、畜産農家への防疫指導に継続して取り組んでいます。4月下旬に行われた和牛生産農家に対する巡回指導では、都城家畜保健衛生所の職員と担当職員が農場を訪問。普段の飼育や衛生管理状況を確認するとともに、日頃の防疫作業の充実について指導しました。



稲元清さん(横市町)の農場での巡回指導の様子



6月23日(日)～29日(土)は

# 「男女共同参画週間」

「女性だから」「男性だから」といった、固定的な役割分担の殻に閉じ込められることのない社会。そして、女性だけでなく、男性にとっても幸せな社会。それが、男女共同参画が目指す社会です。この機会に家庭や職場などで、身近な問題として男女共同参画について話し合ってみませんか。

◎問い合わせ 生活文化課

☎23-2121

## 男女共同参画社会の実現に向けて

少子高齢化が進み、さまざまな分野で担い手が少なくなっていく現代社会においては、全ての人が自分の能力や個性を十分に発揮することが求められます。

そのためには、性別に関わらずお互いの役割を認め合う「男女共同参画社会」の実現に向けて、私たち一人一人が問題の解決に取り組むことが重要です。

そこで市では、本年度も国や県と協力して、企業や団体、地域に対する啓発活動などに積極的に取り組んでいきます。

## DVに悩んでいませんか？

配偶者や恋人など親密な関係にある人や、あった人から受ける暴力のことを、ドメスティックバイオレンス(DV)といいます。DVは、身体的な暴力だけでなく、精神的・性的な暴力も含まれていて、ときにそれらが複雑に絡み合っている、被害者の心と体を傷つけます。これらDVは、パートナーの権利や尊厳を著しく侵害するばかりか、男女共同参画社会を推進する上で、特に解決すべき大きな課題となっています。

## 我慢せず、相談を！

市では、配偶者や恋人などパートナーから受けるDVの相談窓口を設置しています。相談は無料で、秘密は厳守します。一人で悩まず、まずは相談してください。

## 都城市男女共同参画センター

●相談時間 毎週月～金曜日

10時～16時

## ●相談専用電話

☎23-7157

## 平成25年度介護保険料の年金差し引き

介護保険料の特別徴収は、4・6・8月の仮徴収と、10・12・2月の本徴収で年金から差し引かれます。

一昨年と前年を比較して所得や収入が増減があったり、世帯状況に異動があったりした場合、保険料額が変更になることから、仮徴

収と本徴収の額に大きな差が生じる場合があります。そこで、仮徴収と本徴収のばらつきを抑えて、各支払い月の保険料額ができるだけ均等になるように、毎年8月の差し引き額を調整します。

◎問い合わせ 介護保険課

☎23-2596

<例> 第3段階(48,000円)→第5段階(64,000円)に変更になった場合

■保険料額の調整をしないと…

毎年度、8月までとそれ以降の支払い月で、保険料額にばらつきが生じます

25年度 (64,000円)	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	8,000円	8,000円	8,000円	13,400円	13,300円	13,300円

26年度 (64,000円)	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	13,300円	13,300円	13,300円	8,100円	8,000円	8,000円

※平成26年度の保険料(年額)に変更がない場合の例です

## 各支払い月の保険料が均等になるように調整します

■保険料額の調整をすると…

8月の金額を調整することで、それ以降のばらつきが抑えられます

25年度 (64,000円)	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	8,000円	8,000円	15,800円	11,000円	10,600円	10,600円

26年度 (64,000円)	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	10,600円	10,600円	10,600円	11,000円	10,600円	10,600円

# 議会だより

平成25年第1回市議会が、2月25日から3月22日までの26日間の会期で開催されました。今回は、平成24年度都市一般会計補正予算や平成25年度都市一般会計当初予算など市長提出議案59件、諮問6件、議員提出議案2件、委員会提出議案1件、請願3件〔うち2件は継続審査分〕、報告8件の合計79件について審議された結果、請願3件が継続審査となったほかは、すべて可決、同意されました。

## 3月議会では、6日間にわたり

一般質問が行われ、26人の議員が質問に立ち、活発な議論が交わされました。主な内容は次の通りです。

### ◆特別支援教育について

**質1** 発達障がいのある早期発見のため、どのような手立てを取っているのか伺いたい。

**答1** 本市では1歳6カ月、2歳6カ月、3歳6カ月の時に実施している幼児健診で、発達面の観察が必要であると考えられる幼児を対象に、フォロワー教室を開催し、その後の経過観察を行っていきます。希望する人へは、心理士相談や言葉の相談・訓練を案内し、保護者の同意が得られる場合は、通

園する保育園・幼稚園への情報提供も行っています。

**質2** 5歳児健診導入の必要性について市の見解を伺いたい。

**答2** 全国には5歳児健診を実施している自治体がありますが、県内で実施している市はありません。健診の目的の一つである発達障がいのある早期発見・療育のためには、健診の場に診断ができる専門医の配置やトレーニングを受けた専門スタッフの存在が欠かせず、現在の本市の状況では、取り組むことは難しいと考えています。このように、5歳児健診は実施していませんが、発達障がいの可能性のある幼児への支援は「こども発達センターきらきら」を設置して対応しています。

### ◆震災被災地域に対する支援について

**質** 市が職員を派遣するときの調整や選考基準について伺いたい。

**答** 現在、本市は、平成24年4月より1年間の長期の派遣を行っています。宮城県気仙沼市の用地交渉や福祉関係の一般的な事務に2人、宮城県南三陸町の復興事業推進の技術的な事務に2人を派遣しています。

派遣職員の選考基準・方法は、現在派遣中（平成25年3月現在）の職員については、平成23年12月に全国市長会からの派遣要請を受けて、全庁的に派遣希望者を募集し、その中から選考を行いました。次に、選考した職員ごとに対応

## 25年度当初予算（16件）

【一般会計】	737億3,000万円
【特別会計】	447億8,475万6千円
【水道事業会計】	37億4,239万8千円

## 24年度補正予算（17件）

【一般会計】	16億5,631万9千円
【特別会計】	△9億7,778万円
【水道事業会計】	△1億6,224万7千円

## 条例の制定・一部改正（21件）

◇都城市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について  
ほか20件

## その他（5件）

◇市道の廃止について  
ほか4件

## 諮問（6件）

◇人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて  
ほか5件

## 議員提出議案（2件）

◇環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書  
ほか1件

## 委員会提出議案（1件）

◇都城市議会基本条例の制定について

## 請願（3件）〔継続審査〕

## 報告（8件）

◇専決処分した事件の報告について  
ほか7件

できる職務を明記し、全国市長会へ申し込み、その後、全国市長会で被災地の市町村と調整を行い、派遣先市町村の決定を受けました。被災市町村では復興事業の本格実施に伴う膨大な業務に対し、特に土木技術関係の人員が不足しているようです。昨年11月に総務省が行った被災市町村の平成25年度の派遣要望調査によると、市町村職員の派遣要望者数は1、380人となっています。この要請にこたえるため、本市は平成25年度も引き続き職員を派遣する予定です。



## ◆生活保護費について

**質** 本市の不正受給の有無や内容について、また不正受給への罰則規定や処置について伺いたい。

**答** 生活保護法第78条に「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、…その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」と規定があります。一般的には、この法第78条の適用があったものを不正受給と呼びます。

本市でも不正受給があり、主なものは、収入を申告しなかったもの、年金や給付を申告しなかったもの、援助や仕送りを申告しなかったものなどです。

不正受給者に対しての処置ですが、1回目の不正受給をもってすぐに保護の停止や廃止を行うのではなく、今後適正に申告などをするよう文書による指導を行います。それでも指導に従わず不正受給を行った場合は、聴聞会を開催し、弁明を聞いた上で処分の決定を行います。処分の内容は、保護の停止や廃止などです。本市の不正受給の状況は、平成23年度で55件、費用徴収決定額の合計が1、652万5、460円となっております。

## ◆TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について

**質1** TPPの問題点について伺いたい。

**答1** TPPは、自由化レベルが高い包括的な協定で、物やサービスの貿易自由化だけでなく、政府調達、貿易円滑化、競争政策などの幅広い分野を対象としています。メリットとしては、関税の撤廃による貿易の自由化が進むこととや、大手の製造業の企業にとっては、貿易の効率化による利益の増大などが挙げられています。

デメリットとしては、安い農産物が流入することで、日本の農産物が大きなダメージを受けることや食品添加物・遺伝子組み換え食品・残留農薬などの規制緩和による食の安全が脅かされることなどが挙げられます。

本市は、農林畜産業が基幹産業であることから、地域に与える影響は計り知れないものと危惧しているところ です。

**質2** 交渉参加になれば、地方自治を預かる者として、また畜産地帯を抱える長として、どのようなことを国に望むか伺いたい。

**答2** 仮に参加することになった場合は、当然ながら、農畜産業

は大きなマイナスを被る可能性が高いと思います。

交渉の中で何をどのくらい関税撤廃するのかということは、それぞれに交渉されると思いますが、本市にとって重要な品目について、県や市長会などのいろいろな団体を通して、きちんと要望していくことにより、本市の産業に影響のない、または少なくなるよう最大限努力してまいりたいと思います。



## ◆高齢者福祉について

**質** 高齢者福祉施設への申し込みや相談方法、利用料を伺いたい。

**答** 養護老人ホームの入所申し込みは福祉課または、各総合支所で受け付けています。また、介護保険の施設は、各施設で直接、受け付けています。施設情報や利用上の相談は、担当の介護支援専門員や地域包括支援センター、介護保険課でも受け付けています。なお、介護保険サービスを受ける場合は、要介護認定が必要です。

## 傍聴においでください

市議会は、3月、6月、9月、12月の定例会や臨時会で、市民に関係の深い議案や請願などを審議します。傍聴席は、市役所西館6階にありますので、ご自由においでください。

また、BTVケーブルテレビ（デジタル121ch）でも、市議会の中継放送や録画放送を行っています。

●問い合わせ 議会事務局 ☎ 23 - 7869

利用料については、施設の種類やサービスの内容で負担する費用が異なります。低所得の人に対して、利用料の減額免除が適用される施設もあれば、されない施設もあります。また、施設の中で日常生活に必要なサービスが賄われるところや、外部からのサービスにより賄われるところもあります。このようなことから、利用料については、それぞれの施設で確認をお願いしています。なお、有料老人ホームや軽費老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅については、地域包括支援センターや介護保険課で一覧表を作成し、施設情報を提供しています。